スクールバス運行管理規程

株式会社勝浦成美

第1章　総則

第１条（目的）

本規定は、株式会社勝浦成美が運営する成美学園高等學校（以下、「本校」とする）におけるスクールバスの運行管理について必要な事項を定め、道路交通法その他関係法令ならびに文部科学省及び国土交通省が定める安全管理指針等に基づき、生徒、教職員及び第三者の生命、身体及び財産の安全確保を図るとともに、交通事故防止、安全運行体制の確立及び適正な車輛管理を推進することを目的とする。

第２条（法令等の遵守）

本校、管理責任者、乗務員及び関係職員は、次に掲げる法令、通知及び指針等を遵守しなければならない。

1. 道路交通法
2. 道路運送車両法
3. 道路運送法
4. 労働安全衛生法
5. 自動車損害賠償保障法
6. 学校教育法
7. 個人情報の保護に関する法律
8. 文部科学省通知及び学校安全管理指針
9. 国土交通省通知及び自動車運送事業安全管理関連通知
10. その他関係法令及び学校規則

第３条（適用範囲）

本規定は、本校が所有、賃借又は管理するスクールバス並びに、本校が教育活動及び生徒送迎のために使用する車輛に適用する。

第４条（定義）

本規程において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

1. 「スクールバス」とは、本校が生徒送迎その他学校活動に使用する車輛をいう。
2. 「乗務員」とは、本校又は会社の許可を受け、スクールバスを運行する者をいう。
3. 「管理責任者」とは、スクールバス運行全般について統括管理を行う者をいう。

4. 「利用者」とは、本校がバス利用を許可した生徒その他学校長が認めた者をいう。
5. 「運行管理」とは、安全運転管理、車輌管理、点検整備、事故防止及び緊急時対応等を含む運行に関する管理全般をいう。

第2章　運行管理体制

第 5 条（安全管理体制）

1. 本校は、スクールバス運行に係る安全管理体制を整備する。
2. 本校は、管理責任者を置き、必要に応じ副責任者を配置することができる。
3. 管理責任者は、次に掲げる業務を統括する。

(1)　車輌管理

- 車検及び法定点検管理
- 車輌整備計画
- 車輌台帳管理
- 保険管理
- 鍵管理

(2)　運転者管理

- 運転資格確認
- 運転適性確認
- 健康状態確認
- アルコールチェック管理
- 安全教育実施

(3)　安全対策

- 事故防止対策
- ヒヤリハット収集及び分析
- 再発防止策策定
- 緊急時対応体制整備
- 安全装置管理

第 6 条（運転者の資格）

スクールバスを運転する者は、次の要件を全て満たす者とする。

1. 有効な運転免許証を保有していること
2. 学校又は会社の運転許可を受けていること
3. 心身ともに健康であり、安全運転に支障がないこと
4. 所定の安全運転教育及び運転適性確認を受けていること

第 7 条（運転者台帳）

本校又は会社は、乗務員ごとに次の事項を記録した運転者台帳を整備し、適切に管理する

- 氏名
- 生年月日
- 免許証番号
- 免許種別及び有効期限
- 違反歴及び事故歴
- 健康状態確認記録
- 安全運転教育及び運転適性確認歴
- アルコールチェック実施記録

第3章　運行前後管理

第 8 条（日常点検）

1. 乗務員は運行前後に道路運送車両法に基づく日常点検を実施しなければならない。
2. 点検未実施車輌の運行を禁止する。
3. 点検結果は記録簿へ記録し、管理責任者へ報告する。
4. 異常が確認された場合は、速やかに運行を停止し必要な整備を実施する。

第 9 条（点検項目）

日常点検項目は、道路運送車両法にもとづくに日常点検基準を踏まえ、次の事項を含むものとする。

- ブレーキ装置
- タイヤ状態及び空気圧
- 灯火装置及び方向指示器

- ワイパー及び洗浄液
- 燃料残量
- エンジンオイル
- 冷却水
- バッテリー
- ドライブレコーダー
- シートベルト
- 非常口及び非常用器具
- 車体損傷
- 異音及び異臭

第 10 条（アルコールチェック）

1. 運転者は、運転前後にアルコールチェック検知器による酒気帯び確認を受けなければならない。
2. 管理責任者は、確認結果を記録し、1 年間保存する。
3. 酒気帯び又は確認未実施の場合は運転を禁止する。

第 11 条（健康状態確認）

1. 乗務員は、運行前に健康状態確認を実施しなければならない。
2. 次の各号に該当する場合は運転してはならない。

- 発熱
- 睡眠不足
- 強い疲労
- めまい
- 飲酒後
- 医薬品服用による眠気
- その他安全運転に支障を及ぼす状態

第 12 条（安全運転義務）

乗務員は、生徒の安全確保を最優先とし、次の事項を遵守しなければならない。

1. 法定速度を遵守すること。
2. 生徒の乗降時は周囲確認を徹底する。
3. シートベルト着用を確認する。
4. 発進前に生徒の着席確認を行う。
5. 急発進、急ブレーキ及び急ハンドルを禁止する。
6. 生徒の安全確保を最優先として運行する。
7. 悪天候時は必要に応じ運行を中止又は変更すること。

第 13 条（置き去り防止）

1. 乗務員及び添乗者は、生徒降車後に車内確認を実施しなければならない。
2. 生徒を車内に残置することを厳禁とする。
3. 必要に応じ安全装置を導入し適切に管理する。

第4章　生徒の利用管理

第 14 条（利用対象者）

スクールバスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

1. 本校に在籍する生徒
2. 学校長が特に必要と認めた者

第 15 条（利用許可）

1. 生徒がスクールバスを利用する場合は、所定の利用申請を行わなければならない。
2. 学校長は、申請内容を審査の上、利用を許可する。

第 16 条（生徒の遵守事項）

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 車内を汚損しないこと
2. 他人へ迷惑を及ぼす行為をしないこと
3. 指定時刻までに集合すること
4. 体調不良時は速やかに申し出ること

5. シートベルトを着用すること
6. 乗務員及び教職員の指示に従うこと
7. 許可された区間以外を利用しないこと

第 17 条（利用停止）

本校は、次の各号に該当する者について、利用停止その他必要な措置を講ずることができる。

1. 本規程に違反した者
2. 他者へ危険又は迷惑を及ぼす行為を行った者
3. 安全運行に支障を及ぼすおそれがある者
4. 本校がスクールバスの利用を不適切と判断した者

第5章　事故及び緊急時対応

第 18 条（事故発生時の措置）

事故又は故障発生時は、次の順序により対応する。

1. 生徒及び関係者の人命救助並びに安全確保
2. 二次事故防止措置
3. 119 番及び 110 番通報
4. 本校及び管理瀬金車への報告
5. 学校長への報告
6. 関係者への連絡
7. 保険会社への連絡
8. 現場記録保存

第 19 条（事故報告）

1. 事故発生時は、速やかに事故報告書を提出しなければならない。
2. 軽微な事故及びヒヤリハット事案についても記録及び共有を行う。
3. 必要に応じて再発防止策を策定する。

第 20 条（緊急時対応）

本校は、災害、悪天候、交通障害その他緊急時に備え、連絡体制及び対応手順を整備する。

第6章　教育及び監査

第 21 条（同乗指導）

1. 新たに乗務する者は、初回乗務前に学校長又は管理責任者による同乗指導を受けなければならない。
2. 前項に関して、安全運転能力が確認された者に対し、運転許可を与える。
3. 必要に応じ定期的に同乗指導を実施する。

第 22 条（安全教育）

本校及び会社は、乗務員に対し年 1 回以上の安全教育を実施する。

第 23 条（内部監査）

1. 本校は、定期的に運行管理状況の内部監査を実施する。
2. 不備が確認された場合は速やかに是正措置を講じる。

附則

1. 本規程の改廃は学校長、管理責任者及びその他学校長が必要と認められた者を招集し、決定する。
2. 2025 年度制定「スクールバスの運行に関する規定」は、本規定の施行日をもって廃止する。
3. 本規程は 2026 年 4 月 1 日より施行する。